



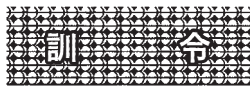
長野県報

3月31日(金)
平成29年
(2017年)
号外

目次

訓令

| | |
|--|---|
| 職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令の一部改正(人事課) | 1 |
| 兼務に関する規程の一部改正(人事課) | 1 |
| 職員安全衛生管理規程の一部改正(職員課) | 6 |



長野県訓令第14号

本庁内部部局
現地機関

職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令(昭和41年長野県訓令第14号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

| | | | | |
|----|-------|--------|--------|---|
| 表中 | 「 | 地方事務所長 | | を |
| | 地方事務所 | 副所長 | | |
| | 同 | 地域政策課長 | | |
| | 同 | 地域政策課 | 総務係長 | |
| | 同 | 同 | 企画振興係長 | 」 |

| | | | | |
|-------|--------|-------|-------|---|
| 「 | 地域振興局長 | | に改める。 | |
| 地域振興局 | 副局長 | | | |
| 同 | 総務管理課 | 総務係長 | | |
| 同 | 企画振興課長 | | | |
| | 同 | 企画振興課 | 課長補佐 | 」 |

人事課

長野県訓令第15号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程(平成20年長野県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の33の項中「33」を「35」に改め、同表の32の項中「32」を「34」に改め、同表の31の項中「31」を「33」に改め、同表の30の項中「30」を「32」に改め、同表の29の項中「29」を「31」に改め、同表の28の項中

| | |
|-----------------|--------------|
| 佐久農業改良普及センター所長 | 佐久地方事務所農政課長 |
| 上小農業改良普及センター所長 | 上小地方事務所農政課長 |
| 諏訪農業改良普及センター所長 | 諏訪地方事務所農政課長 |
| 上伊那農業改良普及センター所長 | 上伊那地方事務所農政課長 |

| | |
|-----------------|--------------|
| 佐久農業改良普及センター所長 | 佐久地域振興局農政課長 |
| 上田農業改良普及センター所長 | 上田地域振興局農政課長 |
| 諏訪農業改良普及センター所長 | 諏訪地域振興局農政課長 |
| 上伊那農業改良普及センター所長 | 上伊那地域振興局農政課長 |

| | | |
|----|-----------------|--------------|
| 28 | 下伊那農業改良普及センター所長 | 下伊那地方事務所農政課長 |
| | 木曾農業改良普及センター所長 | 木曾地方事務所農政課長 |
| | 松本農業改良普及センター所長 | 松本地方事務所農政課長 |
| | 北安曇農業改良普及センター所長 | 北安曇地方事務所農政課長 |
| | 長野農業改良普及センター所長 | 長野地方事務所農政課長 |
| | 北信農業改良普及センター所長 | 北信地方事務所農政課長 |

を

| | | |
|----|-------------------|----------------|
| 30 | 南信州農業改良普及センター所長 | 南信州地域振興局農政課長 |
| | 木曾農業改良普及センター所長 | 木曾地域振興局農政課長 |
| | 松本農業改良普及センター所長 | 松本地域振興局農政課長 |
| | 北アルプス農業改良普及センター所長 | 北アルプス地域振興局農政課長 |
| | 長野農業改良普及センター所長 | 長野地域振興局農政課長 |
| | 北信農業改良普及センター所長 | 北信地域振興局農政課長 |

に

改め、同表の27の項中「27」を「29」に改め、同表の26の項中「26」を「28」に改め、同表の25の項中「25」を

「27」に改め、同表の24の項中「24」を「26」に改め、同表の23の項中「23」を「25」に改め、同表の22の項中

「22」を「24」に改め、同表の21の項中「21」を「23」に改め、同表の20の項中

| | | |
|----|----------|--------------|
| 20 | 上伊那地方事務所 | 地域政策課長 |
| | 同 | 地域政策課 企画振興係長 |
| | 下伊那地方事務所 | 地域政策課長 |
| | 同 | 地域政策課 企画振興係長 |
| | 木曾地方事務所 | 地域政策課長 |
| | 同 | 地域政策課 企画振興係長 |

を

| | | |
|----|----------|------------|
| 22 | 上伊那地域振興局 | 企画振興課長 |
| | 同 | 企画振興課 課長補佐 |
| | 南信州地域振興局 | 企画振興課長 |
| | 同 | 企画振興課 課長補佐 |
| | 木曾地域振興局 | 企画振興課長 |
| | 同 | 企画振興課 課長補佐 |

に改め、同表の

19の項中「19」を「21」に、「地方事務所」を「地域振興局」に改め、同表の18の項中「18」を「20」に、「地方事務所」

を「地域振興局」に改め、同表の17の項中「17 地方事務所 地域政策課長」を

「19 地域振興局 総務管理課長」に改め、同表の16の項中「16」を「18」に、

| | |
|-------|------------|
| 地方事務所 | 副所長 |
| 同 | 地域政策課長 |
| 同 | 地域政策課 総務係長 |
| 同 | 同 企画振興係長 |

を

| | |
|-------|--------------|
| 地域振興局 | 副局長 |
| 同 | 総務管理課 総務係長 |
| 同 | 企画振興課 企画振興課長 |
| 同 | 企画振興課 課長補佐 |

に改め、同項の前に次の

ように加える。

| | | | | |
|----|-------|-----|-------------|---|
| 17 | 地域振興局 | 副局長 | 地域振興局総務管理課長 | — |
|----|-------|-----|-------------|---|

本則の1の表の15の項中

| | | | |
|----|---------|----------------|---|
| 15 | 地方事務所 | 副所長 同 次長 | 総務部コンプライアンス推進室コンプライアンスリーダー 総務部コンプライアンス推進室職員相談員 |
| | 保健福祉事務所 | | |
| | 建設事務所 | | |

を

| | | | | |
|----|---------------------------|------------------|--|-----------------------------|
| 16 | 地域振興局 保健福祉事務所 建設事務所 | 副局長 副所長 次長 | 総務部人事課 職員相談員 総務部コンプライアンス・行政経営課コンプライアンスリーダー | に改め、同表の14の項中「14」を「15」に改め、同表 |
|----|---------------------------|------------------|--|-----------------------------|

の13の項中「13」を「14」に改め、同表の12の項中「12」を「13」に、「国際化推進係長」を「国際交流係長」に改め、同表の11の項中「11」を「12」に改め、同表の10の項中「10」を「11」に改め、同表の9の項中「9」を「10」に改め、同項の前に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|-----|--------------------|------------|--|-------|
| 9 | 総務部 | 税務課 | 課長補佐 | 総務部税務課 自動車税松本分室長 総務部税務課 自動車税長野分室長 | — |
| | 同 | 同 | 課税係長 | — | 県税事務所 |
| | 同 | 同 | 担当係長 | | |
| | 同 | 同 | 主任専門役 | | |
| | 同 | 同 | 副主任専門役 | | |
| | 同 | 同 | 専門役 | | |
| | 同 | 同 | 主査、主任及び主事 | | |
| | 同 | 同 | 軽油特別調査員 | | |
| | 同 | 同 | 軽油調査員 | | |
| | 同 | 同 | 家屋評価専門員 | | |
| | 同 | 同 | 家屋評価員 | | |
| | 同 | 同 | 県税徴収対策室長 | | |
| | 同 | 同 | 県税徴収対策室分室長 | | |
| | 同 | 同 | 主任徴収専門員 | | |
| 同 | 同 | 徴収専門員 | | | |
| 同 | 同 | 主査、主任及び主事 | | | |
| 総務部 | 税務課 | 課付（所属長が指定したものに限り。） | — | 東京事務所 県税事務所 | |

本則の1の表の8の項を削り、同表の7の項中「7」を「8」に改め、同項の前に次のように加える。

| | | | | | |
|-----|-----|----------------------|------------------------------------|---|-------------------|
| 9 | 総務部 | 人事課 | 課長補佐（所属長が指定したものに限り。） | 総務部人事課 行政監察員 総務部人事課 職員相談員 総務部コンプライアンス・行政経営課コンプライアンスリーダー | — |
| | 同 | 同 | 総務係長 | — | 総務部コンプライアンス・行政経営課 |
| | 同 | 同 | 人事係長 | | |
| | 同 | 同 | 給与係長 | | |
| | 同 | 同 | 担当係長 | | |
| 総務部 | 人事課 | 企画幹（所属長が指定したものに限り。） | 総務部人事課 行政監察員 総務部人事課 職員相談員 | 総務部コンプライアンス・行政経営課 | |
| 同 | 同 | 課長補佐（所属長が指定したものに限り。） | 総務部コンプライアンス・ | | |

| | | | | | |
|---|----------|------------------------|--------------------------|--|--------|
| 7 | 同 | 同 | 担当係長 | 行政経営課 コンプライアンス スリーダー | |
| | 総務部 | コンプライ アンス・行 政経営課 | 課長補佐(所属長が指 定したものに限り。) | 総務部人事課 職員相談員 総務部コンプ ライアンス・ 行政経営課コ ンプライアン スリーダー | 総務部人事課 |
| | 同 | 同 | 担当係長 主査、主任及び主事 | 総務部コンプ ライアンス・ 行政経営課行 政監察員 | |
| | 危機管理部 | 消防課 | 課長補佐 | 総務部人事課 職員相談員 総務部コンプ ライアンス・ 行政経営課コ ンプライアン スリーダー | — |
| | 企画振興部 | 総合政策課 | 同 | | |
| | 県民文化部 | 文化政策課 | 同 | | |
| | 健康福祉部 | 健康福祉政 策課 | 同 | | |
| | 環境部 | 環境政策課 | 同 | | |
| | 産業労働部 | 産業政策課 | 同 | | |
| | 観光部 | 山岳高原観 光課 | 総務係長 | | |
| | 農政部 | 農業政策課 | 課長補佐 | | |
| | 林務部 | 森林政策課 | 同 | | |
| | 建設部 | 建設政策課 | 同 | | |
| | 会計局 | 会計課 | 同 | | |
| | 労働委員会事務局 | | 調整総務課長 | | |

本則の1の表の6の項を削り、同表の5の項中「5」を「6」に、「国際化推進係長」を「多文化共生係長」に、「ひとり親係長」

を「家庭支援係長」に改め、同表の4の項中「4」を「5」に改め、同表の3の項中「3」を「4」に、

「総務部 人事課 課長補佐」を「総務部 人事課 企画幹 課長補佐」に、

「同 コンプライ
アンス推進
室 課長補佐」を「同 コンプライ
アンス・行
政経営課 課長補佐」に、
「同 同 担当係長」を「同 同 担当係長」に、
「同 同 主査、主任及び主事」を「同 同 主査、主任及び主事」に、

「同 行政改革課 課長補佐」を「同 総務事務課 総務・支援係長」に改め、同表の2の
「同 同 担当係長」を「同 総務事務課 総務・支援係長」に改め、同表の2の
「同 同 主査、主任及び主事」を「同 総務事務課 総務・支援係長」に改め、同表の2の
「同 総務事務課 総務・支援係長」を「同 総務事務課 総務・支援係長」に改め、同表の2の

項中「2」を「3」に改め、同表の1の項中「1」を「2」に、

「同 財政課 財政企画係長」を「同 コンプライ
アンス・行
政経営課 課長補佐(所属長が指
定したものに限り。)

「同 行政改革課 課長補佐」を「同 行政経営課 課長補佐」に、
「同 財政課 財政企画係長」を「同 財政課 財政企画係長」に、

「産業労働部 産業政策課 企画経理係長」を「産業労働部 産業政策課 同」に改め、同項の前に

次のように加える。

| | | | | | |
|---|-------|---------|--------------------------|---|------------|
| 1 | 危機管理部 | 消防課 | 総務係長 | — | 観光部山岳高原観光課 |
| | 企画振興部 | 総合政策課 | 同 | | |
| | 総務部 | 人事課 | 同 | | |
| | 同 | 財政課 | 財政調査係長 | | |
| | 同 | 税務課 | 総務係長 | | |
| | 県民文化部 | 文化政策課 | 企画経理係長 | | |
| | 健康福祉部 | 健康福祉政策課 | 企画調整係長 | | |
| | 環境部 | 環境政策課 | 企画経理係長 | | |
| | 産業労働部 | 産業政策課 | 同 | | |
| | 農政部 | 農業政策課 | 企画係長 | | |
| | 林務部 | 森林政策課 | 同 | | |
| | 建設部 | 技術管理室 | 副主任専門指導員(所属長が指定したものに限る。) | | |

本則の1の表の備考の1中「2、3及び6の項」を「3、4、7及び9の項」に改め、本則の4の表中

| | | |
|----------|----------|--|
| 佐久地方事務所 | 税務課課税第二係 | 上小地方事務所 |
| 上伊那地方事務所 | 税務課課税第二係 | 下伊那地方事務所 木曾 同 |
| 松本地方事務所 | 税務課課税第一係 | 諏訪地方事務所 上伊那 同 下伊那 同 木曾 同 北安曇 同 |
| | 税務課課税第二係 | 諏訪地方事務所 北安曇 同 |
| 長野地方事務所 | 税務課課税第一係 | 佐久地方事務所 上小 同 北信 同 |
| | 税務課課税第二係 | 北信地方事務所 |

を

| | | |
|---------|-------|--|
| 東信県税事務所 | 課税第二係 | 東信県税事務所上田事務所 |
| 南信県税事務所 | 課税第二係 | 南信県税事務所飯田事務所 同 木曾事務所 |
| 中信県税事務所 | 課税第一係 | 南信県税事務所諏訪事務所 南信県税事務所 飯田事務所 中信県税事務所木曾事務所 同 大町事務所 |
| | 課税第二係 | 南信県税事務所諏訪事務所 中信県税事務所大町事務所 |
| 総合県税事務所 | 課税第一係 | 東信県税事務所 同 上田事務所 総合県税事務所北信事務所 |
| | 課税第二係 | 総合県税事務所北信事務所 |

に、

| |
|---|
| 諏訪地方事務所 上伊那 同 下伊那 同 木曾 同 松本 同 |
| 佐久地方事務所 上小 同 北安曇 同 長野 同 北信 同 |

を

諏訪地域振興局
上伊那 同
南信州 同
木曾 同
松本 同

佐久地域振興局
上田 同
北アルプス 同
長野 同
北信 同

に改め、本則の5中「地方事務所」を「地域振興局」に改め、本則の6の表中「地方事務所」を

「地域振興局」に改める。

人事課

長野県訓令第16号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程（平成元年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。
平成29年3月31日

長野県知事 阿部 守一

目次中「健康診断」を「健康診断等」に改める。

第6条第2項中「地方事務所長」を「地域振興局長」に改め、同条第3項中「地方事務所長」を「地域振興局長」に、「地方事務所の」を「地域振興局の」に改め、「（当該地方事務所（木曾地方事務所を除く。）の所在する市の区域並びに佐久地方事務所にあつては小諸市の区域、上小地方事務所にあつては東御市の区域、諏訪地方事務所にあつては岡谷市及び茅野市の区域、上伊那地方事務所にあつては駒ヶ根市の区域、松本地方事務所にあつては塩尻市及び安曇野市の区域、長野地方事務所にあつては須坂市及び千曲市の区域、北信地方事務所にあつては飯山市の区域を含む。以下同じ。）」を削る。

第10条第1項中「地方事務所」を「現地機関」に改め、同条第3項の表の地方事務所の項を次のように改める。

| | | |
|------|----------|-----------|
| 現地機関 | 別に定める産業医 | 別に定める現地機関 |
|------|----------|-----------|

第3章第1節の節名を次のように改める。

第1節 健康診断等

第16条第1項中「掲げる健康診断」を「定める健康診断（以下「健康診断」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第17条第2項中「前項の」を削る。

第18条第1項中「結果」を「結果等」に改め、同条第2項中「定期健康診断及び人間ドック以外の健康診断（第25条において「特別検診等」を「別表第1」に定める特殊健康診断（第25条第4項から第7項までにおいて「特殊健康診断」に改める。）」

第20条第2項中「から」を「から健康管理区分変更申出書（様式第3号）による」に、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員から健康管理区分変更申出書（様式第3号）による申出があった場合は、その写し

第20条第3項中「その内容を」を「健康管理区分変更決定通知書（様式第5号）により」に改める。

第21条第1項中「以上」を「を超える」に改める。

第22条第1項中「とるものとする」を「とらなければならない」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第6号」に改める。

第23条第1項中「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第8号」に改める。

第24条中「毎年度3月10日までに、当該年度の職員の療養休暇等の状況を、」を「職員の療養休暇（分娩による場合を除く。）が、連続して30日を超えると見込まれるとき又は当該職員が退職したときは、速やかに」に、「様式第7号）により、」を「様式第9号）により」に改め、同条に次の2項を加える。

2 所属長は、職員の長期療養休暇の期間が変更になったときは、速やかに長期療養休暇等変更報告書（様式第10号）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

3 所属長は、職員が死亡したときは、速やかに職員死亡報告書（様式第11号）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第25条の見出し中「作成等」を「作成及び管理」に改め、同条第1項中「するとともに、定期健康診断及び人間ドックの結果を、健康診

断を実施した日(職員が退職したときは、退職した日)の属する年の翌年から起算して5年間保存」を削り、同条第4項を削り、同条第3項中「特別検診等に係る健康診断個人票を保管するとともに、」を削り、「の特別検診等」を「の特殊健康診断」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 総務部職員課長は、健康診断の結果を所属長に通知するとともに、健康診断を実施した日(職員が退職したときは、退職した日)の属する年の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

4 所属長は、別表第1に定める一般健康診断の結果については健康診断を実施した日(職員が退職したときは、退職した日)の属する年の翌年から起算して5年間、特殊健康診断の結果については別に定める期間保存しなければならない。

第25条に次の2項を加える。

6 所属長は、職員が退職したときは、総務部職員課長に、当該職員の特殊健康診断に係る健康診断個人票を送付しなければならない。

7 総務部職員課長は、退職者の特殊健康診断に係る健康診断個人票を別に定める期間保存しなければならない。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第16条関係)

| 区 分 | 健康診断 |
|--------|--|
| 一般健康診断 | 新規採用健康診断 定期健康診断 人間ドック 特定業務従事者健康診断 海外派遣労働者健康診断 胃検診 |
| 特殊健康診断 | 有機溶剤健康診断 特定化学物質健康診断 石綿健康診断 電離放射線健康診断 VDT作業健康診断 腰痛健康診断 と畜検査業務健康診断 |

様式第7号中「第24条の」を「第24条第1項の」に、

| | | |
|-----------|-----------------------------------|---|
| 疾 病 名 | | を |
| 終 了 の 事 由 | 治 癒・経過観察・治療継続中・退 職・死 亡 その他 () | |

| | | |
|-------|--|----|
| 疾 病 名 | | に、 |
|-------|--|----|

| | | |
|-------------|-----------------------------------|---|
| 疾 病 名 | | を |
| 復 職 等 の 事 由 | 治 癒・経過観察・治療継続中・退 職・死 亡 その他 () | |

| | | |
|-------|--|----|
| 疾 病 名 | | に、 |
|-------|--|----|

| | | | |
|-----|-------|-------|---|
| 死 亡 | 年 月 日 | 年 月 日 | を |
| | 原 因 | | |

| | | | |
|-------|-----------|--|--------|
| 主 治 医 | 医 療 機 関 名 | | に改め、同様 |
| | 主 治 医 氏 名 | | |
| 備 考 | | | |

式の注を次のように改める。

(注) 療養休暇欄は、30日を超えて取得する療養休暇について記入すること。

様式第7号を様式第9号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第10号)(第24条関係)

長期療養休暇等変更報告書

年 月 日

総括安全衛生管理者 様

所属長

印

職員安全衛生管理規程第24条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|---------|-----------|---------------|--|
| 所 属 名 | | 所 属 コ ー ド | |
| 職 ・ 氏 名 | | 職 員 番 号 | |
| 療 養 休 暇 | 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| | 疾 病 名 | | |
| 休 職 | 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| | 疾 病 名 | | |
| 主 治 医 | 医 療 機 関 名 | | |
| | 主 治 医 氏 名 | | |
| 備 考 | | | |

(注) 期間欄には長期療養休暇等報告書により報告した始期を記入すること。

(様式第11号)(第24条関係)

職員死亡報告書

年 月 日

総括安全衛生管理者 様

所属長 回

職員安全衛生管理規程第24条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|-----------------|---------|---------|--|
| 所 属 名 | | 職 員 番 号 | |
| 職 員 氏 名 (年齢) | (歳) | | |
| 死 亡 日 時 | 年 月 日 時 | | |
| 死 亡 の 原 因 | | | |
| 療 養 休 暇 の 状 況 | | | |
| 休 職 の 状 況 | | | |
| 死 亡 前 の 勤 務 状 況 | | | |
| 備 考 | | | |

様式第6号を様式第8号とし、様式第5号を様式第7号とし、様式第4号を様式第6号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第5号)(第20条関係)

第 号
年 月 日

健康管理区分変更決定通知書

所 属 長 様

総括安全衛生管理者

職員安全衛生管理規程第20条第3項の規定により、下記のとおり健康管理区分の変更について通知します。

記

| | |
|-----------|--|
| 職 員 氏 名 | |
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変 更 年 月 日 | |
| 備 考 | |

様式第3号の注中「申出書」を「健康管理区分変更申出書の写し」に改め、同様式を様式第4号とし、様式第2号の次に次の様式を加える。

(様式第3号)(第20条関係)

健康管理区分変更申出書

年 月 日

所属長様

職・氏名 ㊟

平成 年 月 日に診察を受けたところ、別添診断書のとおり診断されました。

については、平成 年 月 日から、健康管理区分を下記のとおり変更していただくようお願いします。

記

| 現在の健康管理区分 | 希望健康管理区分 |
|-----------|----------|
| | |

(添付書類) 医師の診断書

職員課
